

成績優秀表彰受賞者の認定ロゴマーク使用実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、成績優秀表彰受賞者の認定ロゴマーク使用要綱(以下「要綱」という。)

第3条第1項の認定ロゴマークの使用について必要な事項を定めるものとする。

(認定ロゴマークのデータ授与について)

第2条 要綱第2条に規定する使用認定者から様式第1号の使用申請が提出された場合は、

様式第2号の使用承諾書と一緒に認定ロゴマークのデータ(CD-R)を申請者へ授与する。

(認定ロゴマークの使用期間について)

第3条 要綱第3条第2項に規定する使用期間の2年間は、次の通りとする。

- (1) 設計業務委託の場合は、成績優秀表彰日の翌月1日から2年間とする。
- (2) 請負工事の場合は、成績優秀表彰年度の翌年度6月1日から2年間とする。
- (3) 起算日は、使用する月の1日を第1日目とし、期間末日は月の最終日とする。

(認定ロゴマークの使用取消しについて)

第4条 要綱第4条の各号における認定ロゴマークの使用取消しに該当した場合は、様式第

3号の使用取消し通知を使用者に通知し、使用を取消す。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、実施上の細目について必要な事項は技術監理局長が

定める。

付 則

この要領は平成24年4月1日以降に契約する設計業務委託及び請負工事から適用する。

付 則

この要領は平成28年4月1日以降に契約する設計業務委託及び請負工事から適用する。

付 則

この要領は令和6年4月1日以降に契約する設計業務委託及び請負工事から適用する。